

民事信託普通預金

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名	○民事信託普通預金
2. 販売対象	○委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる個人の方。 ○信託契約書は、専門家（弁護士、司法書士等）により作成されたものに限る。最終的に公正証書とした契約書を提出していただきます。
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 預入方法	○随時預入
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○随時払戻しできます。
6. 利息	
(1) 適用金利	○変動金利 ○毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	○年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	○個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	○口座開設手数料55,000円(税込) ○キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 中途解約時の取扱い	—————
10. 金利情報の入手方法	○金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">○公共料金等の自動支払いができます。○総合口座のお取扱いはできません。○口座開設にあたっては、当金庫所定の審査があり、結果によってはご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。○預金保険制度の付保対象預金です。(受託者ご本人様名義で当金庫に保有する預金と併せて、決済用預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
----------------	--